

もおしん

DISCLOSURE 2016

ディスクロージャー誌



真岡信用組合



ごあいさつ

皆さまには、平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もここに、当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、平成27年度第65期の現況をとりまとめた「もおしん DISCLOSURE 2016」を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

さて、当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者等の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し、地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

平成27年度の金融経済環境は、これまで世界を牽引してきた中国経済の急激な減速から株価が下落、さらに原油安も加わり世界的な資金の流れに大きな影響を与えました。また、我が国においては1月29日に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表、「物価上昇率2%」の達成を目指し従来の金融緩和策を超えた政策を実施しました。この政策により金利は全年限で低下し、国債の「ゼロ金利制約」の壁が突破した事は我が国の金融界、経済界にとって大きな衝撃となり、各金融機関においては次々に預金金利の引き下げを実施、これに追随し住宅ローン金利も引き下げが行われています。

今後、個人消費や設備投資を押し上げる力が徐々に強まり、国内景気が緩やかなペースで持ち直すことに期待を寄せております。

このような状況のもと、預金積金については、平成28年3月末の残高が830億3,330万円となり前期比で1.75%の増加、また貸出金残高も前期に続き太陽光関連融資が伸び350億446万円と前期比6.79%の増加となりました。収益面では、貸出金利回りが低下する中、貸出金残高の増加により貸出金利息は前期比3.37%の増加となりました。一方で預け金、有価証券は低金利環境の影響から利息収入は減少しましたが、当期純利益 1億6,988万円を計上することができました。また、経営の健全性を示す自己資本比率は12.74%と前期比0.13ポイント上昇し、さらに不良債権比率も4.23%に低下し、高い健全性を確保しております。

貸出金利回りが低下する中、日本銀行のマイナス金利政策も加わり、収益環境は今後さらに厳しくなることが予想されますが、今後も地域に根ざしたコミュニティバンクとして取引先とより一層深耕を図り、事業性評価融資やソリューション営業（課題解決型営業）を展開していくことで、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、内部管理態勢の充実を図り、経営の健全性維持に努めてまいります。

引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

理事長 塚田 義孝

概要

■真岡信用組合の概要

(平成28年3月31日現在)

所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創立	昭和27年3月10日
出資金	549百万円
組合員数	14,047名
預金積金	83,033百万円
貸出金	35,004百万円
店舗数	6店舗
常勤役員数	88人
営業エリア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、河内郡、塩谷郡高根沢町

■理事および監事の氏名

(平成28年6月末現在)

- | | |
|--------------|---------------|
| ● 理事長／塚田 義孝 | ● 理事／田上 貴(*) |
| ● 常務理事／豊田 光弘 | ● 理事／林 純一(*) |
| ● 常勤理事／渡辺 善美 | ● 理事／関口 勝義(*) |
| ● 常勤理事／瀬畑 渡 | ● 理事／塚本 裕昭(*) |
| | ● 理事／佐藤 政二(*) |

- | | |
|-------------|---------------|
| ● 常勤監事／関 和雄 | ● 監事／埜 喜夫 |
| | ● 員外監事／矢板橋 文夫 |

注) 当組合は、職員出身者以外の理事 (*印) の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

■会計監査人の名称

(平成28年6月末現在)

- 公認会計士小川修事務所 公認会計士 小川 修

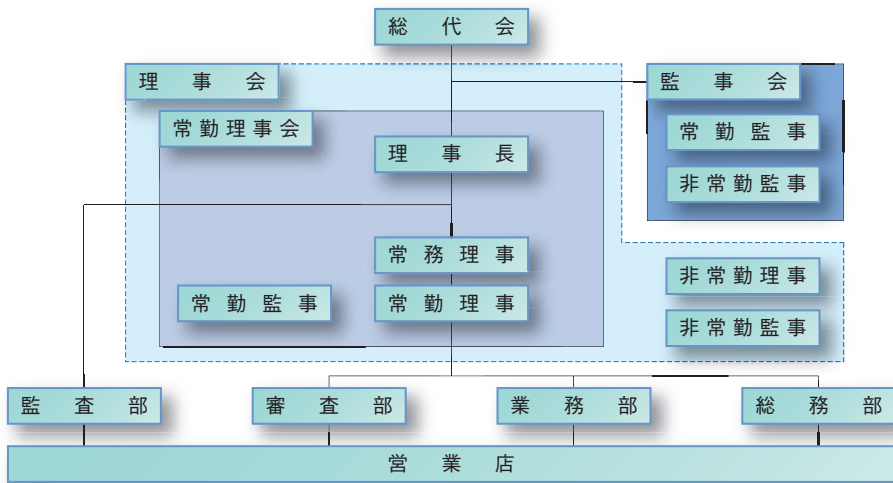
■店舗一覧

金融機関コード: 2122

(平成28年6月末現在)

店舗コード	店名	住所	電話番号	FAX番号	ATM
002	本店営業部	〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1	0285-82-3401	0285-84-7007	2台
003	益子支店	〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子1711-4	0285-72-3221	0285-72-4571	2台
004	七井支店	〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1	0285-72-2503	0285-72-6615	1台
005	芳賀支店	〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井516-2	028-677-0138	028-677-3934	1台
006	長田支店	〒321-4364 栃木県真岡市長田187-5	0285-82-6311	0285-82-6882	1台
007	荒町支店	〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1	0285-85-0800	0285-85-0805	2台

■組織図



■当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年3月10日／ 真岡市台町4,161番地において業務開始
初代理事長に塚田常吉 就任
- 昭和28年5月18日／ 本店を真岡市荒町1,100番地1に移転
- 昭和34年9月21日／ 益子支店開設
- 昭和36年8月24日／ 七井支店開設
- 昭和38年8月6日／ 芳賀支店開設
- 昭和50年7月17日／ 台町支店開設
- 昭和51年12月29日／ 預金残高 100億円達成
- 昭和58年3月31日／ 預金残高 200億円達成
- 昭和63年6月4日／ 理事長塚田常吉 会長に就任
二代理事長に塚田英一郎 就任
- 平成4年8月14日／ 預金残高 400億円達成
- 平成5年10月1日／ 日本銀行歳入復代理店認可
- 平成10年4月8日／ 荒町支店開設
同日、本店を真岡市並木町1丁目13番地1
に移転

- 平成10年4月30日／ 預金残高 500億円達成
- 平成10年6月19日／ 会長塚田常吉 顧問に就任
- 平成13年3月 / 創立50周年
- 平成15年12月15日／ 預金残高 600億円達成
- 平成18年3月 / 創立55周年
- 平成20年2月15日／ 預金残高 700億円達成
- 平成20年11月25日／ 荒町支店新築移転オープン
- 平成22年6月25日／ 理事長塚田英一郎 会長に就任
三代理事長に塚田義孝 就任
- 平成23年3月 / 創立60周年
- 平成24年12月17日／ 台町支店が長田支店へ名称変更し移転
所在地：真岡市長田187番地5
- 平成25年12月13日／ 預金残高800億円達成
- 平成27年6月24日／ 会長塚田英一郎 相談役に就任

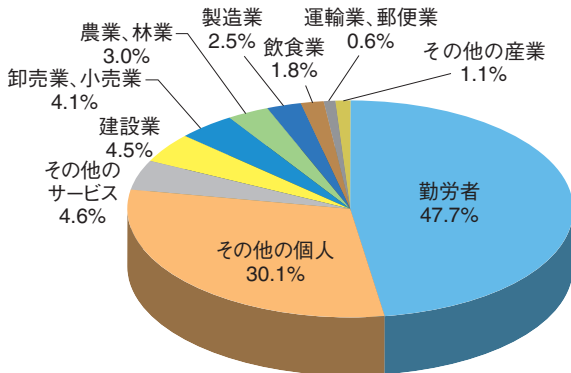
概要

組合員の推移

(単位:人)

区分	平成26年度末	平成27年度末
個人	12,130	13,016
法人	976	1,031
合計	13,106	14,047

組合員の業種別構成



事業方針

基本方針

地域の発展に奉仕します

協同組織金融機関の基本理念をもって、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指す。

経営方針

1. 地域密着型金融の推進

地域の中小企業ならびに地域生活者の幸せのため、金融による地域貢献および社会貢献活動を行う。

【ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮】

継続的な取引関係を通じて、財務面のみならず事業面においても課題等を把握・分析し、必要に応じて外部機関等の積極的な活用。

【地域経済の活性化への貢献】

利用者や地域の関係機関等との日常的継続的な接触による地域情報の収集や、ノウハウ、人材の蓄積等に努める。

【地域や利用者に対する積極的な情報発信】

地域密着型金融の取組みに関して、地域や利用者に対して積極的に情報発信をする。

2. 堅実経営の堅持

経営の健全性を堅持し、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚して社会的信用を高める。

【コンプライアンス経営の推進】

経営の健全性を高め社会からの信頼をより確かなものにするため、常にコンプライアンスを念頭に置き健全経営に努める。

【営業基盤の強化】

当組合をメイン取引金融機関とする顧客を増やし、また、地域経済を支える事業先との取引、当組合を支える組合員を増強することで強固な営業基盤の構築を目指す。

3. 収益力の強化

良質な運用資産の増加と経営の効率化を推し進める。

【融資推進の強化】

顧客との取引を深めるとともに融資情報の収集に努め、量

的拡大のための事業資金、安定した収益源となる個人ローンの獲得に繋げる。

【役務収益の拡大】

顧客との取引深耕による保険販売促進・為替取引・口座振替取引の掘り起こしを行い、役務収益増強に努める。

【資金運用の強化】

預貸金のバランス、市場動向、金利リスク等を検討しつつ、収益を確保すべく効率的な資金運用を目指す。

【不良債権の改善】

適正な償却引当の実施、取引先への経営支援等により不良債権の改善を目指す。

4. リスク管理態勢の確立

金融機関が抱える各種リスクを把握し、リスクとリターンおよび所要自己資本を適切に維持するため、統合的リスク管理態勢を構築する。

【統合的リスク管理態勢の構築】

リスクを総体的に捉えたうえで経営体力(自己資本)と比較・対照する統合的リスク管理態勢の構築に努める。

5. 人材育成

役職員一人ひとりが高度化・多様化する顧客ニーズに適切に対応していかなければならず、研修会の実施等により融資能力の向上、業務能力の向上、さらに資格取得の奨励等による金融知識の習得を図り、業務能力の強化に努める。

【人材育成体系の整備】

人材育成計画の中でどのような資格取得、自己啓発を実施すべきかを検証、人事考課へ反映する。

【融資推進能力の向上】

「顧客を知る、顧客の事業を知る」ことにより消費者ニーズを収集し、顧客が要望しているニーズに対応できるコンサルタント能力を持つ職員の育成を行う。

【金融知識の習得】

外部研修への参加、当組合内での内部研修の実施等による能力向上、また、資格取得等の積極的な自己啓発により、顧客より信頼される職員育成を目指す。

経営状況

■ 主要な経営指標

● 預金・貸出金の推移

《 預金の状況 》

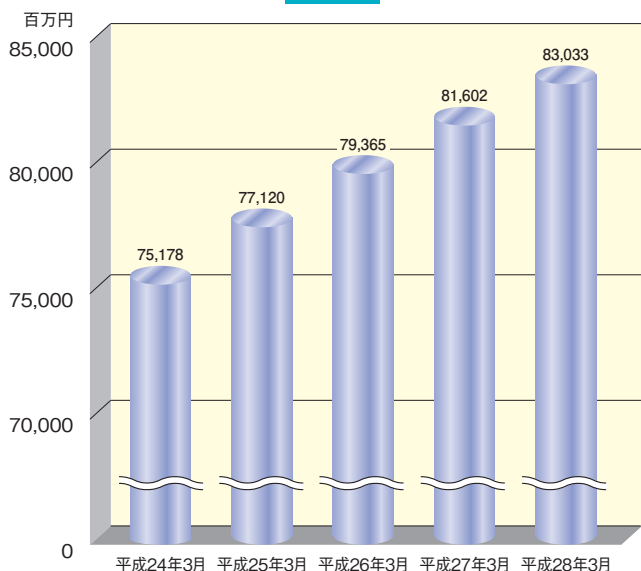
■ どの地域から預かっていますか？

当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念のもと、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

■ どのような方から預かっていますか？

当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されていらっしゃる方々ばかりです。3月末でご預金のお取引先は33,079人の個人の皆様と、2,137先の法人等となり、預金残高は普通預金を中心に14億円増加し、830億円となりました。

預金積金



《 貸出金の状況 》

■ どのように運用されていますか？

お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。

また、いつでも皆様の普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付けの事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

■ どのような方に融資されていますか？

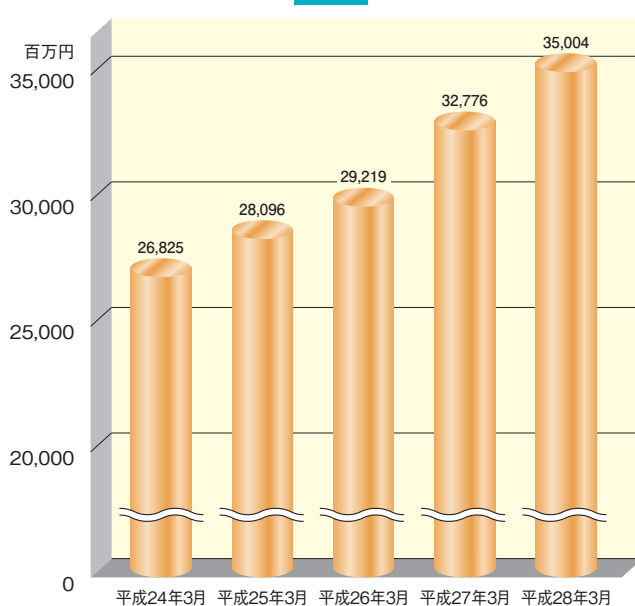
製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が64.1%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が35.9%となっております。

ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の使途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。

また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。

3月末の貸出金残高は太陽光関連などの事業性融資が伸び、350億円となりました。

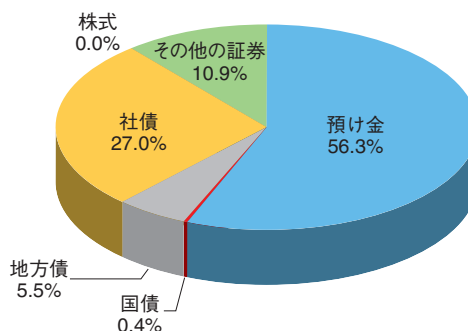
貸出金



《 貸出金以外の運用について 》

当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債、地方債をはじめ社債など高格付の債券を中心に運用しております。



平成28年3月末残高

預け金 34,072百万円
有価証券 26,486百万円

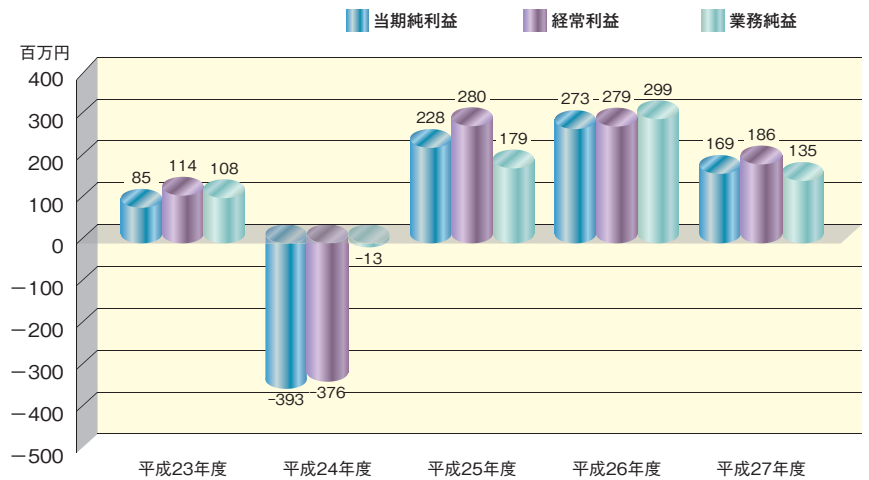
経営状況

●当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」および「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

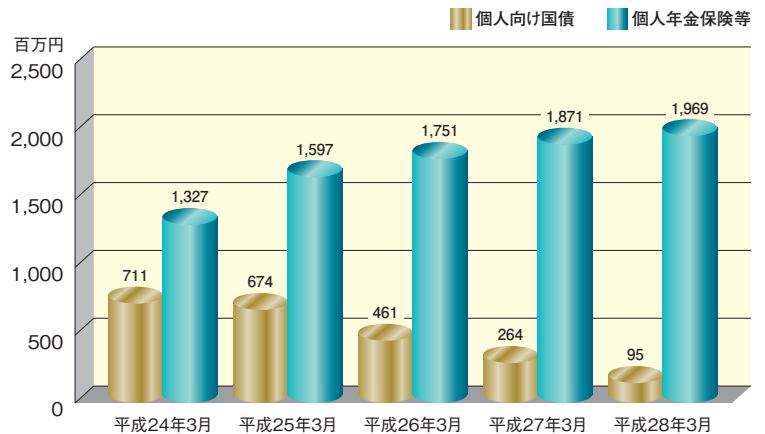
また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。



■預り資産の状況

●預り資産(個人向け国債、個人年金保険等)の状況

多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えし、個人向け国債・個人年金保険等の取扱商品を拡充いたしました。今後も経済情勢、金利動向を踏まえお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいります。

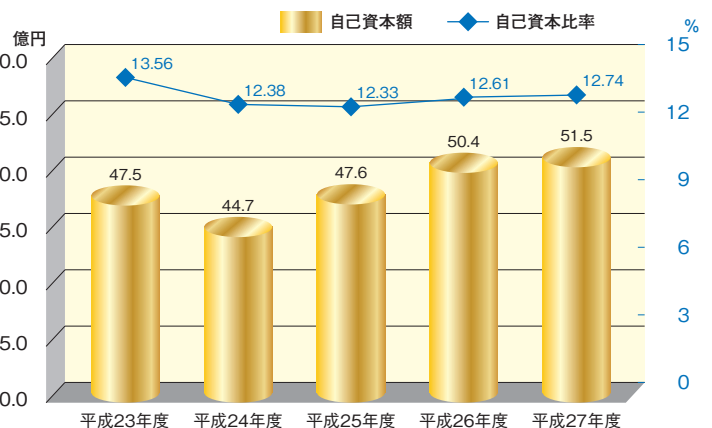


●自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4%以上の自己資本比率が求められております。

平成27年度は当期純利益の計上から自己資本が増加、またリスク・アセットも貸出金を中心に増加したことから、自己資本比率は12.74%となりました。引き続き国内基準の4%を大幅に上回っており、健全な財務内容であることに変更ありません。



●『資産自己査定債務者区分』と『金融再生法開示債権』『リスク管理債権』及び償却・引当方針

資産自己査定 (対象債権：総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権：総与信)		リスク管理債権 (対象債権：貸出金)		償却・引当方針
債務者区分		区分		区分		
破綻先 実質破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権		個別貸倒引当金 担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
破綻懸念先				危険債権		
要 注 意 先	要管理先	要管理債権 (貸出金)		3ヶ月以上延滞債権		一般貸倒引当金 過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当
	その他要注意先			貸出条件緩和債権		
	正常先	正常債権				過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当

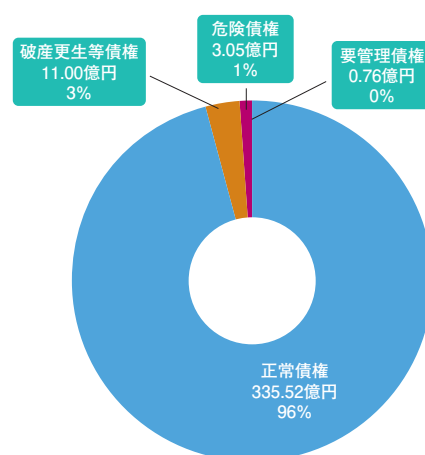
*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

●金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度	平成27年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,050	1,100	50
危険債権	417	305	△ 112
要管理債権	31	76	45
正常債権	31,333	33,552	2,219
合 計	32,832	35,035	2,203
債権に占める不良債権の割合	4.56%	4.23%	△ 0.33%

金融再生法開示債権の構成比率



●リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度	平成27年度	増減
破綻先債権	14	56	42
延滞債権	1,452	1,349	△ 103
3ヶ月以上延滞債権	1	22	21
貸出条件緩和債権	30	54	24
非開示債権	31,277	33,521	2,244
合 計	32,776	35,004	2,228
貸出金に占める割合	4.57%	4.23%	△ 0.34%

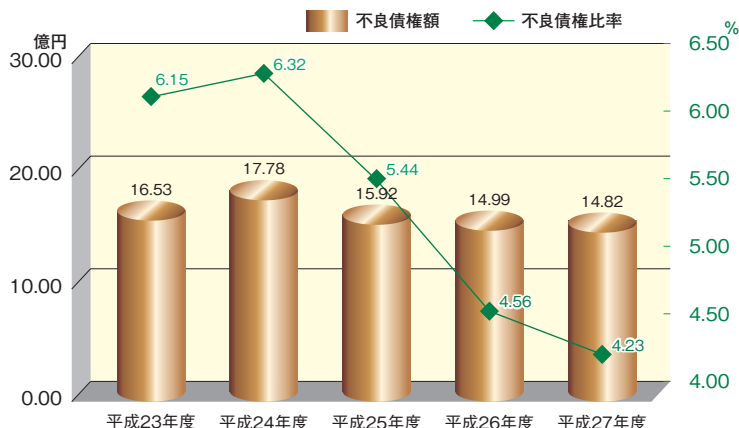
●不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置づけております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は平成27年度(平成28年3月末)14.82億円ありますが、このうち4.98億円は担保や保証で、8.78億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は92.8%と資産の健全性は十分に確保しております。



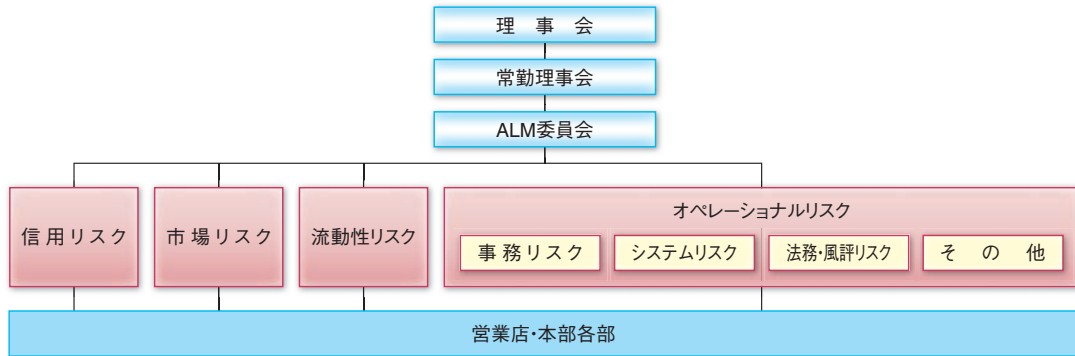
リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを適格に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより

正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

■リスク管理体制図



■信用リスク管理態勢

●リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■市場リスク管理態勢

●リスク管理の方針及び手続きの概要

組合のバランスシート(資産・負債)は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場関連リスク)があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるような

ことがあってはなりません。そのためには、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

■流動性リスク管理態勢

●リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

■オペレーショナルリスク管理態勢

●リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各々が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各店舗においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客様に商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心がけております。

② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害

やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

■統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

自己資本は、リスクが顕現化したときの最後の拠り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関がとることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

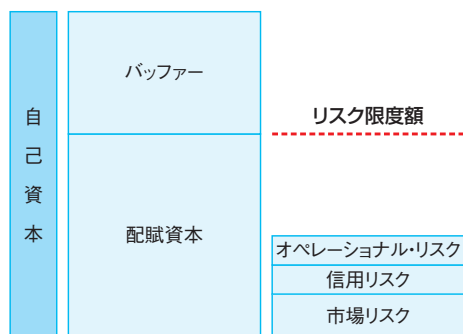
金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本（バッファー）を控除した額（配賦可能自己資本）が考えられます。しかし、当組合では『最低でも自己資本比率6%を維持する』との考えから、バッファーは

6%に設定しております。

リスク管理のうえで、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準（アラームポイント：リスクリミットの90%）を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようにしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



《リスク量の計測方法》

- 信用リスク
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク
保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間
- オペレーショナル・リスク
バーゼルⅢにおける基礎的手法により算出した額
(直近3年間の業務粗利益の平均値 × 15%相当額)

■法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置づけています。

■顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

《顧客保護等管理方針》

- ・当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ・当組合は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・当組合は、お客様の情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

《金融商品に係る勧誘方針》

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。

2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

《個人情報保護宣言》

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付け)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、

組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までご連絡下さい。

〔お問い合わせ窓口〕

真岡信用組合 総務部 電話番号：0285-82-3496
(受付時間9:00～17:45 ただし、当組合の休業日を除く)

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式) : 1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式) : 月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金 : 5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】
*合計40万円

○ 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。

○ 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部

電話番号: 0285-82-3496

受付時間: 当組合営業日の午前9時~午後5時

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	54	85
監事	9	15
合計	64	100

注1. 上記は、協同組織による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事は14名、監事は3名です(退任役員を含む。)

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事141百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかったため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」をお願いいたします。

総務部

住 所：栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
 電話番号：0285-82-3496
 受付時間：午前9時～午後5時
 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話 番 号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

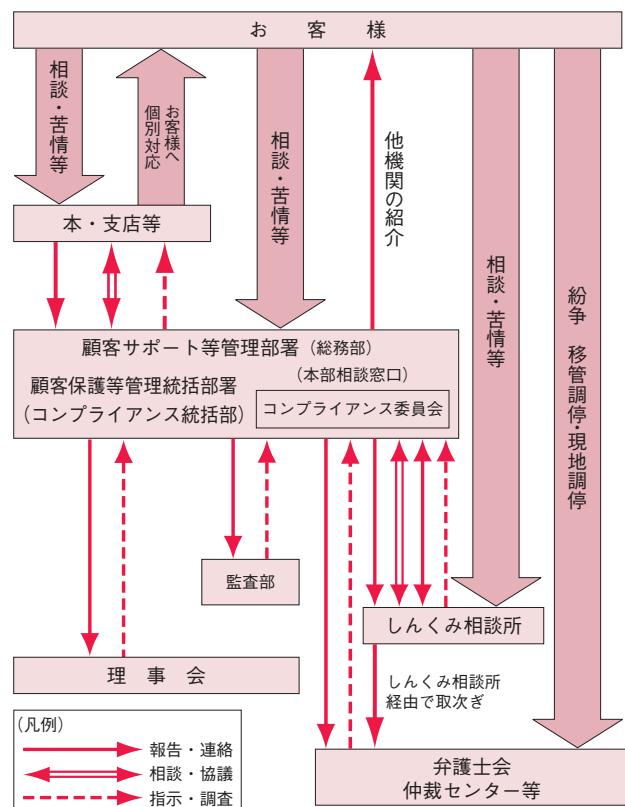
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-0031	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	
ホームページ	http://www.toben.or.jp/bengoshi/kaiketsu/index.html	
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3595-8588	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	http://www.ichiben.or.jp/consul/discussion/cyusai/index.html	
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-2249	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	
ホームページ	http://niben.jp/soudan/service/chuusai/	

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時 間	土・日、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金 (祝・休日、年末年始を除く) 9:15～17:00

－ 当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。－

- お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢（2016年4月1日現在）



貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	平成26年度	平成27年度
(資産の部)		
現金	816,278	949,816
預け金	29,666,253	34,072,398
買入金銭債権	218,072	—
有価証券	25,176,278	26,486,283
国債	208,520	214,180
地方債	2,840,685	3,317,819
社債	14,661,119	16,336,740
株式	19,900	21,900
その他の証券	7,446,053	6,595,644
貸出金	32,776,240	35,004,466
割引手形	53,333	59,705
手形貸付	2,490,692	2,944,487
証書貸付	28,884,345	30,420,531
当座貸越	1,347,868	1,579,741
その他資産	499,489	537,770
未決済為替貸	3,487	3,545
全信組連出資金	200,000	200,000
未収収益	230,765	160,498
その他の資産	65,237	173,726
有形固定資産	1,209,688	1,180,774
建物	662,574	607,375
土地	444,967	438,824
建設仮勘定	—	17,724
その他の有形固定資産	102,147	116,850
無形固定資産	3,472	2,579
ソフトウェア	892	—
その他の無形固定資産	2,579	2,579
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	30,248	3,281
貸倒引当金	△ 945,105	△ 910,880
(うち個別貸倒引当金)	(△ 857,162)	(△ 878,506)
資産の部合計	89,450,916	97,326,491

科 目	金 額	
	平成26年度	平成27年度
(負債の部)		
預金積金	81,602,715	83,033,306
当座預金	163,810	127,982
普通預金	21,531,022	23,715,992
貯蓄預金	164,776	167,190
通知預金	35,980	70,287
定期預金	52,858,620	51,829,418
定期積金	6,718,629	7,010,295
その他の預金	129,876	112,140
借入金	2,000,000	8,200,000
当座借越	2,000,000	8,200,000
その他負債	136,662	132,187
未決済為替借	8,503	7,934
未払費用	45,402	48,544
給付補填備金	16,271	12,743
未払法人税等	971	971
前受収益	14,888	16,110
払戻未済金	858	78
職員預り金	24,523	25,097
その他の負債	25,242	20,708
賞与引当金	57,524	53,537
退職給付引当金	99,972	98,250
役員退職慰労引当金	129,456	47,389
偶発損失引当金	2,595	3,338
睡眠預金払戻損失引当金	2,373	2,377
繰延税金負債	95,408	154,441
債務保証	30,248	3,281
負債の部合計	84,156,957	91,728,110
(純資産の部)		
出資金	536,102	549,505
普通出資金	536,102	549,505
利益剰余金	4,434,287	4,588,340
利益準備金	517,953	536,102
その他利益剰余金	3,916,334	4,052,238
特別積立金	3,565,000	3,815,000
当期末処分剰余金	351,334	237,238
組合員勘定合計	4,970,390	5,137,846
その他有価証券評価差額金	323,568	460,534
評価・換算差額等合計	323,568	460,534
純資産の部合計	5,293,958	5,598,380
負債及び純資産の部合計	89,450,916	97,326,491

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年	（左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた）
その他	3年～20年	償却率を使用しております。）
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び各主要先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻先債権先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各店（営業関連部署）の協力の下に審査部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	384,802 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	327,959 百万円
差引額	56,842 百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成26年4月 至 平成27年3月） 0.520%
 - 補足説明
 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 28,599 百万円（及び別途積立金 85,442 百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 17 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金 10 百万円を費用処理しております。
 なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 また、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引でも、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 232 百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,155 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 56 百万円、延滞債権額は 1,349 百万円あります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 22 百万円あります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54 百万円あります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,482 百万円あります。
 なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、59 百万円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	9,034 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	8,200 百万円

 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 3,726 百万円を担保として提供しております。

- 出資1口（50円）当たりの純資産額は 509円40銭 です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
 当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。
 信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別及び自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣による常務理事会や理事会において、審議・報告を行っております。
 貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定されており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
 また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、企業業績や信用情報また、時価の把握などを定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 市場リスクの管理
 当組合が保有する金融商品には、金利や価格、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク（市場リスク）があります。
 当組合では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場リスクの管理は統合的リスク管理と合わせて行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果はALM委員会、理事会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
 当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年）で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成28年3月31日（当事業年度の決算日）現在の市場リスク量は全体で 762,900 千円です。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
 平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	34,072	34,278	206
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,491	4,792	300
その他の有価証券	21,968	21,968	—
	26,460	26,761	300
(3) 貸出金（*1）	35,004		
貸倒引当金（*2）	△ 910		
	34,093	35,088	994
金融資産計	94,626	96,127	1,501
(1) 預金積金（*1）	83,033	83,078	45
(2) 借入金（*1）	8,200	8,200	—
金融負債合計	91,233	91,278	45

（*1）貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
 また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

[次ページへ▶](#)

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	21
その他の証券(*1)	3
組合出資金(*1)(*2)	200
合 計	225

(*1) 非上場株式、その他の証券、全信組連出資金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	11,413 百万円	21,659 百万円	700 百万円	300 百万円
有価証券	2,100 百万円	6,348 百万円	11,749 百万円	4,500 百万円
満期保有目的の債券	800 百万円	1,140 百万円	300 百万円	2,300 百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	1,300 百万円	5,208 百万円	11,449 百万円	2,200 百万円
貸出金(*)	2,413 百万円	4,764 百万円	5,324 百万円	20,922 百万円
合 計	15,927 百万円	32,771 百万円	17,774 百万円	25,722 百万円

(*) 貸出金のうち期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	73,386 百万円	9,646 百万円	— 百万円	— 百万円
借入金	8,200 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
合 計	81,586 百万円	9,646 百万円	— 百万円	— 百万円

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	301 百万円	39 百万円
債 券	1,399 百万円	172 百万円
社 債	1,399 百万円	172 百万円
そ の 他	1,790 百万円	95 百万円
小 計	3,491 百万円	307 百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	1,000 百万円	△ 7 百万円
小 計	1,000 百万円	△ 7 百万円
合 計	4,491 百万円	300 百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	17,875 百万円	698 百万円
国 債	214 百万円	14 百万円
地 方 債	3,015 百万円	133 百万円
社 債	14,645 百万円	550 百万円
そ の 他	1,823 百万円	21 百万円
小 計	19,698 百万円	719 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	21 百万円	— 百万円
債 券	292 百万円	△ 7 百万円
社 債	292 百万円	△ 7 百万円
そ の 他	1,982 百万円	△ 74 百万円
小 計	2,296 百万円	△ 82 百万円
合 計	21,994 百万円	636 百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,539 百万円	12 百万円	17 百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	902 百万円	3,476 百万円	11,817 百万円	3,671 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	214 百万円	— 百万円
地 方 債	— 百万円	110 百万円	2,684 百万円	523 百万円
社 債	902 百万円	3,366 百万円	8,919 百万円	3,148 百万円
そ の 他	1,003 百万円	3,142 百万円	403 百万円	950 百万円
合 計	1,905 百万円	6,618 百万円	12,220 百万円	4,622 百万円

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,831 百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 4,831 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、と信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	219 百万円
貸出金償却(有税分)	69
退職給付引当金損金算入限度額超過額	27
減価償却損金算入限度額超過額	89
役員退職慰労引当金	13
土地減損損失	73
繰越欠損金	99
その他	29
繰延税金資産小計	620
評価性引当額	△ 598
繰延税金資産合計	21
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	176 百万円
繰延税金負債合計	176
繰延税金負債の純額	154 百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,436,421	1,392,132
資金運用収益	1,207,594	1,185,040
貸出金利息	674,536	697,302
預け金利息	153,225	121,542
有価証券利息配当金	370,977	357,650
その他の受入利息	8,856	8,545
役務取引等収益	50,092	50,960
受入為替手数料	19,602	19,969
その他の役務収益	30,489	30,991
その他業務収益	168,037	21,018
国債等債券売却益	152,583	12,868
国債等債券償還益	11,528	347
その他の業務収益	3,925	7,803
その他経常収益	10,696	135,112
貸倒引当金戻入益	—	8,655
償却債権取立益	347	905
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	10,349	125,551
経常費用	1,157,151	1,205,312
資金調達費用	58,409	59,125
預金利息	47,978	46,140
給付補填備金繰入額	8,163	8,148
借入金利息	1,999	4,565
その他の支払利息	267	270
役務取引等費用	79,978	83,915
支払為替手数料	10,243	10,338
その他の役務費用	69,734	73,576
その他業務費用	3,037	18,257
国債等債券売却損	1,132	18,249
国債等債券償還損	1,851	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	54	8
経費	1,002,312	1,030,331
人件費	650,350	689,935
物件費	338,574	326,892
税金	13,387	13,503
その他経常費用	13,413	13,682
貸倒引当金繰入額	11,686	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	75	—
その他の経常費用	1,650	13,682
経常利益	279,269	186,819

科 目	平成26年度	平成27年度
特別利益	105	428
固定資産処分益	—	128
その他の特別利益	105	299
特別損失	13,337	9,731
固定資産処分損	172	1,234
減損損失	13,164	8,497
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	266,038	177,516
法人税・住民税及び事業税	1,362	971
法人税等調整額	△ 9,049	6,662
法人税等合計	△ 7,686	7,633
当期純利益	273,724	169,883
繰越金(当期首残高)	77,609	67,355
当期末処分剰余金	351,334	237,238

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口(50円)当たりの当期純利益 15円 64銭

3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
真岡市内	営業用店舗2カ店	土地	6,142
真岡市内	営業用店舗1カ店	建物	2,354
合計			8,497

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損した営業用店舗は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 8,497 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

経理・経営内容

■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	351,334	237,238
計	351,334	237,238
剰余金処分量	283,979	129,674
利益準備金	18,149	13,403
普通出資に対する配当金	15,829	16,271
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
特別積立金	250,000	100,000
繰越金(当期末残高)	67,355	107,563

■粗利益

(単位:千円)

科目	平成26年度	平成27年度
資金運用収益	1,207,594	1,185,040
資金調達費用	58,409	59,125
資金運用収支	1,149,185	1,125,914
役員取引等収益	50,092	50,960
役員取引等費用	79,978	83,915
役員取引等収支	△ 29,886	△ 32,954
その他業務収益	168,037	21,018
その他業務費用	3,037	18,257
その他業務収支	164,999	2,761
業務粗利益	1,284,298	1,095,721
業務粗利益率	1.46%	1.18%

(注)業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

■総資産利益率

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.31	0.19
総資産当期純利益率	0.30	0.18

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■総資金利鞘等

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度
資金運用利回 (a)	1.37	1.28
資金調達原価率 (b)	1.24	1.15
資金利鞘 (a - b)	0.13	0.13

■主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,323,327	1,207,249	1,461,730	1,436,421	1,392,132
経常利益	114,696	△ 376,828	280,356	279,269	186,819
当期純利益	85,105	△ 393,758	228,649	273,724	169,883
預金積金残高	75,178,600	77,120,398	79,365,943	81,602,715	83,033,306
貸出金残高	26,825,822	28,096,104	29,219,330	32,776,240	35,004,466
有価証券残高	22,705,467	23,389,542	27,268,642	25,176,278	26,486,283
総資産額	81,079,643	83,835,299	86,744,045	89,450,916	97,326,491
純資産額	3,941,431	4,291,346	4,867,239	5,293,958	5,598,380
自己資本比率(単体)	13.56 %	12.38 %	12.33 %	12.61 %	12.74 %
出資総額	309,165	373,411	517,953	536,102	549,505
出資総口数	6,183 千口	7,468 千口	10,359 千口	10,722 千口	10,990 千口
出資に対する配当金	10,037	6,714	13,284	15,829	16,271
職員数	93 人	88 人	90 人	90 人	83 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■経費の内訳

(単位:千円)

項目	平成26年度	平成27年度
人件費	650,350	689,935
報酬給料手当	521,327	513,753
退職給付費用	43,572	52,839
その他	85,449	123,342
物件費	338,574	326,892
事務費	109,844	119,536
固定資産費	48,680	48,731
事業費	34,890	35,690
人事厚生費	12,939	11,458
有形固定資産償却	76,413	76,778
無形固定資産償却	1,370	892
その他	54,434	33,805
税金	13,387	13,503
経費合計	1,002,312	1,030,331

■役員取引の状況

(単位:千円)

科目	平成26年度	平成27年度
役員取引等収益	50,092	50,960
受入為替手数料	19,602	19,969
その他の受入手数料	30,489	30,991
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	79,978	83,915
支払為替手数料	10,243	10,338
その他の支払手数料	2,111	2,123
その他の役員取引等費用	67,623	71,453

■受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項目	平成26年度	平成27年度
受取利息の増減	△ 8,215	△ 22,554
支払利息の増減	△ 9,238	716

■業務純益・実質業務純益・コア業務純益

(単位:千円)

項目	平成26年度	平成27年度
業務純益	299,367	135,175
実質業務純益	298,131	135,175
コア業務純益	137,003	140,209

■ オフバランス取引の状況

(単位:千円)

項目	平成26年度		平成27年度	
	簿価又は 想定元本額	与信相当額	簿価又は 想定元本額	与信相当額
任意の時期に無条件で 取消可能又は自動的に 取消可能なコミットメント	4,980,895	—	4,831,524	—
原契約期間が1年超 のコミットメント	13,257	6,628	10,453	5,226
信用供与に直接的に 代替する偶発債務	30,248	30,248	3,281	3,281
うち借入金の保証	30,248	30,248	3,281	3,281
先物購入	9,265	9,265	4,260	4,260
派生商品取引	291,974	2,978	367,109	5,162
その他	55	55	—	—
合計	5,325,697	49,177	5,216,628	17,930

■ デリバティブ取引

保有する投資信託に内包されているもの以外は該当ありません

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用 勘定	26年度	87,524 百万円	1,207,594 千円	1.37%
	27年度	92,202	1,185,040	1.28
うち 貸出金	26年度	30,557	674,536	2.20
	27年度	33,565	697,302	2.07
うち 預け金	26年度	30,459	153,225	0.50
	27年度	32,608	121,542	0.37
うち 金融機関貸付等	26年度	500	5,707	1.14
	27年度	432	5,609	1.29
うち 有価証券	26年度	26,017	370,977	1.42
	27年度	25,674	357,650	1.39
資金調達 勘定	26年度	83,728	58,409	0.06
	27年度	88,203	59,125	0.06
うち 預金積金	26年度	81,700	56,141	0.06
	27年度	83,542	54,289	0.06
うち 譲渡性預金	26年度	—	—	—
	27年度	—	—	—
うち 借入金	26年度	2,000	1,999	0.09
	27年度	4,633	4,565	0.09

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(26年度17百万円、27年度16百万円)を控除して表示しております。

有価証券の時価等情報

■ 売買目的有価証券

該当事項なし

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

■ 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	平成26年度			平成27年度			
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	債券	1,801	1,950	149	1,701	1,913	212
	地方債	301	327	25	301	341	39
	社債	1,499	1,623	123	1,399	1,572	172
	その他	2,236	2,326	90	1,790	1,885	95
	小計	4,038	4,277	239	3,491	3,799	307
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	債券	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,240	1,233	△ 6	1,000	992	△ 7
	小計	1,240	1,233	△ 6	1,000	992	△ 7
合計	5,278	5,510	232	4,491	4,792	300	

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。
3.上記の「その他」は、外国証券です。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項目	平成26年度	平成27年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券	21	25
非上場株式	19	21
その他の証券	1	3

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

■ その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	平成26年度			平成27年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	15,011	14,674	336	17,875	17,177	698
	国債	208	200	8	214	200	14
	地方債	2,538	2,482	56	3,015	2,882	133
	社債	12,264	11,992	272	14,645	14,094	550
	その他	2,774	2,629	144	1,823	1,802	21
小計	17,785	17,303	481	19,698	18,979	719	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19	19	—	21	21	—
	債券	498	500	△ 1	292	300	△ 7
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	498	500	△ 1	292	300	△ 7
	その他	1,195	1,227	△ 31	1,982	2,056	△ 74
小計	1,713	1,747	△ 33	2,296	2,378	△ 82	
合計	19,499	19,051	448	21,994	21,357	636	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

金 銭 の 信 託

■ 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

■ その他の金銭の信託

該当事項なし

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	152	12
国債等債券償還益	11	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3	7
その他業務収益合計	168	21

■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成26年度	平成27年度	
預貸率	(期 末)	40.16	42.15
	(期中平均)	37.40	40.17
預証率	(期 末)	30.85	31.89
	(期中平均)	31.84	30.73

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
1店舗当りの預金残高	13,600	13,838
1店舗当りの貸出金残高	5,462	5,834

■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
職員1人当りの預金残高	906	1,000
職員1人当りの貸出金残高	364	421

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	23,692	29.0	23,886	28.6
定期性預金	58,008	71.0	59,656	71.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	81,700	100.0	83,542	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	73,755	90.4	74,781	90.1
法人	7,846	9.6	8,251	9.9
一般法人	6,485	7.9	7,238	8.7
金融機関	39	0.0	23	0.0
公金	1,322	1.6	989	1.2
合計	81,602	100.0	83,033	100.0

組合員・組合員外別預金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員預金	54,381	66.7	58,112	70.0
組合員外預金	27,220	33.3	24,919	30.0
合計	81,602	100.0	83,033	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
固定金利定期預金	52,192	51,216
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	666	612
合計	52,858	51,829

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成26年度末	平成27年度末
財形貯蓄残高	31	31

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	96	0.3	76	0.2
手形貸付	2,353	7.7	2,585	7.7
証書貸付	26,783	87.7	29,544	88.0
当座貸越	1,323	4.3	1,359	4.1
合計	30,557	100.0	33,565	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
固定金利貸出	10,529	11,819
変動金利貸出	22,247	23,185
合計	32,776	35,004

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,197	3.6	1,545	4.4
農業、林業	798	2.4	1,015	2.9
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	3,656	11.2	4,390	12.5
電気、ガス、熱供給、水道業	284	0.9	444	1.3
情報通信業	11	0.0	11	0.0
運輸業、郵便業	1,360	4.1	1,339	3.8
卸売業、小売業	2,771	8.5	2,644	7.6
金融業、保険業	515	1.6	309	0.9
不動産業	4,485	13.7	4,918	14.1
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	689	2.1	642	1.8
飲食業	359	1.1	355	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	2	0.0	1	0.0
教育、学習支援業	35	0.1	83	0.2
医療、福祉	638	1.9	767	2.2
その他のサービス	3,100	9.5	3,320	9.5
その他の産業	706	2.2	662	1.9
小計	20,613	62.9	22,452	64.1
国・地方公共団体等	587	1.8	551	1.6
個人(住宅消費・税金等)	11,574	35.3	12,000	34.3
合計	32,776	100.0	35,004	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	263	1.0	200	0.8
地方債	2,612	10.0	3,104	12.1
短期社債	11	0.0	—	—
社債	14,871	57.2	15,723	61.2
株式	19	0.1	20	0.1
外国証券	7,131	27.4	5,624	21.9
その他の証券	1,107	4.3	1,002	3.9
合計	26,017	100.0	25,674	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成26年度末	—	—
	平成27年度末	—	—	214	—
地方債	平成26年度末	—	130	2,198	511
	平成27年度末	—	110	2,684	523
短期社債	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
社債	平成26年度末	702	3,339	8,266	2,352
	平成27年度末	902	3,366	8,919	3,148
株式	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
外国証券	平成26年度末	2,188	2,358	300	1,250
	平成27年度末	1,003	3,142	403	950
その他の証券	平成26年度末	—	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—	—
合計	平成26年度末	2,891	5,827	10,974	4,114
	平成27年度末	1,905	6,618	12,220	4,622

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,277	14.7	1,317	15.1
住宅ローン	7,401	85.3	7,412	84.9
合計	8,679	100.0	8,729	100.0

資金運用

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当組合預金積金	平成26年度末	1,176	3.6	—
	平成27年度末	1,111	3.2	—
有価証券	平成26年度末	20	0.1	—
	平成27年度末	14	0.1	—
動産	平成26年度末	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—
不動産	平成26年度末	14,961	45.6	—
	平成27年度末	16,113	46.0	0
その他	平成26年度末	—	—	—
	平成27年度末	—	—	—
小計	平成26年度末	16,158	49.3	—
	平成27年度末	17,240	49.3	0
信用保証協会・信用保険	平成26年度末	10,079	30.8	—
	平成27年度末	4,670	13.3	—
保証	平成26年度末	3,507	10.7	30
	平成27年度末	9,724	27.8	3
信用	平成26年度末	3,031	9.2	—
	平成27年度末	3,368	9.6	—
合計	平成26年度末	32,776	100.0	30
	平成27年度末	35,004	100.0	3

偶発損失引当金 (単位:百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
偶発損失引当金	2	3

組合員・組合員外別貸出金内訳の推移 (単位:百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
組合員貸出	31,655	96.6	34,216	97.7
組合員外貸出	1,121	3.4	788	2.3
合計	32,776	100.0	35,004	100.0

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	11,905	36.3	12,703	36.3
設備資金	20,870	63.7	22,300	63.7
合計	32,776	100.0	35,004	100.0

貸出金償却額 (単位:百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	89	87	—	89
	平成27年度	87	32	—	87
個別貸倒引当金	平成26年度	850	857	6	844
	平成27年度	857	878	25	831
貸倒引当金合計	平成26年度	939	945	6	933
	平成27年度	945	910	25	919

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当動定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	1,050	275	774	1,050	100.0
	平成27年度	1,100	275	825	1,100	100.0
危険債権	平成26年度	417	252	82	334	80.2
	平成27年度	305	199	52	252	82.7
要管理債権	平成26年度	31	1	0	1	5.0
	平成27年度	76	23	0	23	30.9
不良債権計	平成26年度	1,499	529	857	1,386	92.5
	平成27年度	1,482	498	878	1,377	92.8
正常債権	平成26年度	31,333	—	—	—	—
	平成27年度	33,552	—	—	—	—
合計	平成26年度	32,832	—	—	—	—
	平成27年度	35,035	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、[3か月以上延滞債権]及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7. 金額は決算後(償却後)の数値です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	平成26年度	14	5	100.0
	平成27年度	56	18	100.0
延滞債権	平成26年度	1,452	522	94.3
	平成27年度	1,349	456	96.0
3か月以上延滞債権	平成26年度	1	0	100.0
	平成27年度	22	10	49.8
貸出条件緩和債権	平成26年度	30	0	0.2
	平成27年度	54	12	23.3
合計	平成26年度	1,499	529	92.5
	平成27年度	1,482	498	92.8

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
 5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. 「保全率(B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

経営内容

■当組合の自己資本の充実状況等について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(1)で構成されており、平成27年度末の自己資本の額5,153百万円のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている普通出資金549百万円が該当します。期限付劣後債務、期限付優先出資等による調達は行っておりません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成26年度	経過措置による不算入額	平成27年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,954,560		5,121,574	
うち、出資金及び資本剰余金の額	536,102		549,505	
うち、利益剰余金の額	4,434,287		4,588,340	
うち、外部流出予定額(△)	15,829		16,271	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87,943		32,374	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	87,943		32,374	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,042,503		5,153,948	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	502	2,009	746	1,119
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	502	2,009	746	1,119
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	502		746	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,042,001		5,153,202	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	37,903,084		38,329,558	
資産(オン・バランス)項目	37,855,849		38,315,067	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,147,889		△ 900,182	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,009		1,119	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,149,899		△ 901,302	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	46,539		13,328	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	692		1,142	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	3		20	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,067,305		2,114,301	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,970,390		40,443,860	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.61%		12.74%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことコア資本比率についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。また当組合は、各エクスポージャーが一部分に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げが第一と考えております。また収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定しており、実現性の高いものとなっております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	37,903	1,516	38,329	1,533
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,050	1,602	39,228	1,569
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	33	1	33	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	16	0	11	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	282	11	40	1
我が国の政府関係機関向け	40	1	261	10
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,424	296	6,622	264
法人等向け	13,608	544	15,243	609
中小企業等向け及び個人向け	6,132	245	7,383	295
抵当権付住宅ローン	1,835	73	1,857	74
不動産取得等事業向け	3,780	151	3,573	142
三月以上延滞等	161	6	133	5
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	327	13	362	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	601	24	464	18
（うち出資等のエクスポージャー）	601	24	464	18
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	5,805	232	3,238	129
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,749	149	1,502	60
（うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー）	200	8	200	8
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	73	2	55	2
（うち右記以外のエクスポージャー）	1,782	71	1,480	59
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2	0	1	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,149	△ 85	△ 901	△ 36
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,067	82	2,114	84
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	39,970	1,598	40,443	1,617

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引）によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他			
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
国内	86,405	94,399	33,689	35,910	19,035	20,580	—	—	33,680	37,908	680	721
国外	4,419	4,094	—	—	4,419	4,094	—	—	—	—	—	—
地域別合計	90,824	98,493	33,689	35,910	23,455	24,674	—	—	33,680	37,908	680	721
製造業	2,579	2,296	1,159	1,494	1,202	801	—	—	218	—	1	13
農業、林業	954	1,161	954	1,161	—	—	—	—	—	—	14	14
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,623	5,380	4,223	4,980	400	400	—	—	—	—	39	14
電気、ガス、熱供給、水道業	3,292	5,355	285	444	3,007	4,911	—	—	—	—	—	—
情報通信業	12	213	12	12	—	200	—	—	0	0	—	—
運輸業、郵便業	2,225	2,616	1,419	1,411	800	1,200	—	—	5	5	12	11
卸売業、小売業	3,459	3,204	3,058	2,904	400	300	—	—	0	0	141	119
金融業、保険業	40,175	42,693	517	311	9,781	8,099	—	—	29,876	34,282	—	—
不動産業	5,348	6,182	4,648	5,081	700	1,100	—	—	—	—	—	61
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	689	642	689	642	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	590	603	590	603	—	—	—	—	—	—	7	19
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	3	1	—	—	—	—	—	—	0	0
教育、学習支援業	35	83	35	83	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	638	767	638	767	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,979	3,992	3,774	3,990	200	—	—	—	4	2	299	304
その他の産業	706	662	706	662	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	7,567	8,235	588	551	6,961	7,661	—	—	17	22	—	—
個人	10,384	10,805	10,384	10,805	—	—	—	—	—	—	164	162
その他	3,558	3,595	—	—	—	—	—	—	3,558	3,595	—	—
業種別合計	90,824	98,493	33,689	35,910	23,455	24,674	—	—	33,680	37,908	680	721
1年以下	17,788	15,927	2,251	2,413	2,887	2,100	—	—	12,650	11,413	—	—
1年超3年以下	11,586	11,757	2,213	2,003	2,972	1,953	—	—	6,400	7,800	—	—
3年超5年以下	11,036	21,021	2,398	2,760	2,803	4,402	—	—	5,834	13,859	—	—
5年超7年以下	4,247	4,381	1,745	2,114	2,501	2,267	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	11,557	13,403	3,320	3,210	8,237	9,493	—	—	—	700	—	—
10年超	28,551	25,679	19,499	20,922	4,051	4,457	—	—	5,000	300	—	—
期間の定めのないもの	6,057	6,322	2,261	2,485	—	—	—	—	3,796	3,836	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	90,824	98,493	33,689	35,910	23,455	24,674	—	—	33,680	37,908	680	721

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.22をご参照ください。

経営内容

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
製造業	15	16	16	27	—	—	15	16	16	27	—	—
農業、林業	0	14	14	17	—	—	—	14	14	17	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	81	82	82	82	—	18	81	63	82	82	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	14	11	11	22	—	—	14	11	11	22	—	—
卸売業、小売業	146	140	140	111	5	6	141	133	140	111	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	160	158	158	158	—	—	160	158	158	158	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	8	10	10	10	—	—	8	10	10	10	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	292	284	284	299	—	0	292	283	284	299	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	128	137	137	145	0	—	128	137	137	145	—	—
合計	850	857	857	878	6	25	844	831	857	878	—	—

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,761	2,138	4,784	9,941
10%	3,000	3,523	3,000	3,907
20%	7,943	29,927	7,743	25,876
35%	—	5,247	—	5,314
50%	5,868	1,012	8,638	1,386
75%	—	5,796	—	6,185
100%	2,800	19,416	1,382	19,996
150%	—	89	—	34
350%	—	—	—	—
その他	300	—	300	5
自己資本控除	—	—	—	—
合計	23,673	67,151	25,849	72,644

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ア. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,224	1,150	977	1,276	—	—
① ソブリン向け	15	12	977	1,276	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	321	263	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	663	676	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	3	8	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	8	7	—	—	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等	2	2	—	—	—	—
⑧ 上記以外	209	180	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

3. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

1. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、組合が定める規定等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

●与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

●取引相手のリスクの状況

(単位:千円)

項 目	平成26年度		平成27年度	
	簿価 想定元 本額	又は 与信相当額	簿価 想定元 本額	又は 与信相当額
派生商品取引合計	291,974	2,978	367,109	5,162
(i)外為関連取引	223,405	2,708	288,875	5,162
(ii)金利関連取引	64,057	—	78,234	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	4,510	270	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	291,974	2,978	367,109	5,162

(注)上記計上額は投資信託に内包されているものとなっており、それ以外に残高はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

■出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,568	1,568	1,118	1,118
合計	1,568	1,568	1,118	1,118

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却益	—	96
売却損	0	17
償却	0	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	94	△ 56

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

ア. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

上場株式、非上場株式、投資信託等が該当し、これらのリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、財務諸表や運用報告書を基に定期的にモニタリングを実施、運用状況等必要に応じて運用会議で報告、ALM委員会で投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券等運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、アウトライアー基準(パーセンタイル値)のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。

管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システムの両方を用いて、BPV、VaR、アウトライアー基準により金利リスクを計測しております。

- ・BPV(100BPV)・・・市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
- ・VaR(バリュー・アット・リスク)・・・過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
- ・アウトライアー基準(%タイル値)・・・一定の金利ショックを想定した場合の現在価値変動額

*100BPV	・計測対象 ・計測頻度	「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産 月次(前月末基準)	アウトライアー基準 金利リスク量 (単位：百万円)	
			運用勘定	調達勘定
*VaR	・算出前提 ・計測対象 ・計測頻度	保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産 月次(前月末基準)	区 分	平成28年3月末
*アウトライアー基準	・計測手法	金利リスク・ラダー方式、ギャップ分析手法 (保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し、金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、リスクを把握する)	貸出金	90
	・計測対象 ・コア預金	「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産 流動性預金の現残高の50%相当額 (①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の額を上限とする)	有価証券	368
	・金利ショック幅 ・計測頻度	99%タイル及び1%タイル 月次(前月末基準)	預け金	26
			その他	0
			運用勘定合計	485
			銀行勘定の金利リスク	465
			アウトライアー比率(%)	9.023%

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

■経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先数 (a)				経営改善支援取組み率 (a/A)	ランクアップ率 (β/a)	再生計画策定率 (δ/a)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)				
214	19	0	19	16	8.88	0	84.21

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は平成27年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ (デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の中小企業の経営支援の取組み方針は、従来と変わらず地元で事業を営む中小企業事業者等に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ貸付の条件変更等の申込手続き、経営課題等に対して、適切かつ積極的に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客様の経営相談・経営改善等に対応させていただいております。(平日9:00~15:00)また、審査部内に平成25年4月より経営支援の管理部門を設置、専担者を配置し、各営業店担当者とともに経営支援に取り組んでおり、「TKC全国会」栃木支部、中小企業診断協会栃木支部と業務提携をしております。また、栃木市・小山市・真岡市を対象地域とした地域プラットフォームへの参加、建設企業のための経営戦略アドバイザー事業に関するパートナー協定の締結、栃木県事業引継ぎ支援センターへの参加により対応しているところです。

■中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、平成25年度に創業・新事業支援についての覚書を真岡商工会議所、栃木県商工会連合会と締結いたしました。創業及び起業の事業資金に対する融資実行、各商工団体との連携を強化し創業・新事業支援に取り組んでおります。成長段階における支援は、取引先のライフサイクルに応じた対応に取り組み、特に成長分野への金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会等)支援、経営改善、事業再生、業種転換等の支援では、経営改善計画策定支援、外部機関の専門家を活用することにより支援に取り組んでおります。

●創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、起業されるお客様へ公的補助制度、制度資金の利用を含め事業資金の融資を行っております。また、新規事業の資金需要については積極的に取り組んでおります。

●成長段階における支援

成長段階への支援の取り組みは、お客様の資金ニーズに合わせ積極的に取り組むところであり、担保・保証に過度に依存しない融資の姿勢で対応しております。また、ビジネスマッチング等による取引先の販路拡大の支援、外部機関の専門家を活用した支援を図っております。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生の支援については、経営改善計画策定支援、貸付のリスケジュール、改善計画策定後のフォローアップを主に取り組んでおり、外部機関(中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、経営サポート会議等)の制度・機能を活用するとともに、コンサルティング機能を強化して対応を図っております。また、平成25年8月に事業再生を目的としたとちぎネットワークファンドが設立され、構成機関として参加いたしました。

(平成27年度経営改善支援先19先)

■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取り組みは、真岡商工会議所との共催で毎年「中小企業会計普及セミナー」の開催、TKCとの提携により中小企業経営者セミナー「経営者塾」を開催しました。また、「ものづくり企業展示商談会」の共催、「栃木食の展示商談会」の後援により、取引先への参加活動を行っています。平成25年9月、今後成長が見込まれる農林漁業の6次産業化へ取り組む「とちまる6次産業化成長応援ファンド」が設立され、構成機関として参加いたしました。

証券業務

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
国債	2	3

(注)個人向け国債のみ取扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取扱っておりません。

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成28年6月23日

真岡信用組合

理事長 塚田 義孝

法定監査の状況


当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士小川修事務所」の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

真岡信用組合
理事会 御中

公認会計士小川修事務所

公認会計士 小川 修 

私は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、真岡信用組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
組合と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の理事の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。


1. 監査の方法及びその内容
各監事は、監事監査基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに組織全体や規程等を監査すると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店における業務及び財産の状況を調査しました。
以上の監査方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

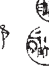
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及び附属明細書について検討致しました。

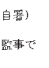
2. 監査の結果
(1) 事業報告及び附属明細書の監査結果
① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
② 理事の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 小川 修の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月3日

真岡信用組合
常務監事 大金重晴 

監 事 増 喜 夫 

監 事 大 谷 十 郎 

(自署)

(注) 監事大谷十郎は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に定める員外監事であり、

その他業務

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 保険窓販業務

個人年金保険、住宅ローン関連の長期火災保険、8大疾病補償付債務返済支援保険、自動車保険、傷害保険、医療保険、がん保険を取扱っております。

H. 国債窓販業務

個人向け国債の募集の取り扱いを行っております。

I. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

J. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

K. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ホ) 保護預り及び貸金庫業務

■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	平成26年度末	平成27年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	1,006	797
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	1,006	797

平成27年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



■ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区分	平成26年度				平成27年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	27,580	32,003	51,098	24,462	27,332	28,991	52,966	26,689
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	48	21	89	79	43	13	67	56
雑為替	1,674	1,110	382	667	1,652	1,009	330	537
合計	29,302	33,135	51,569	25,210	29,027	30,014	53,363	27,283

その他業務

各種手数料一覧

(平成28年4月1日現在)

○発行手数料

証明書	残高証明書 (1通につき)	都度発行	324円
		継続発行	324円
		手書き発行	1,080円
		制定外用紙発行	1,080円
		英文発行	540円
		会計監査人制定用紙	3,240円
		住宅取得控除証明書(1通につき)	540円
融資証明	利息証明書(1通につき)	324円	
	非事業性資金	2,160円	
当座勘定	事業性資金	3,240円	
	小切手帳発行(1冊50枚)	1,296円	
新規	約束手形帳発行(1冊50枚)	1,620円	
	預金小切手発行(1枚につき)	540円	
	マル専当座取扱手数料(割販通知書1通あたり)	3,240円	
	マル専手形発行手数料(1枚につき)	540円	
	磁気キャッシュカード(代理人カード)	864円	
再発行	ICキャッシュカード(代理人カード含)	1,080円	
	通帳・証書	864円	
	磁気キャッシュカード・貸金庫カード	864円	
ICキャッシュカード・ローンカード		1,080円	
株式払込委託手数料		10,800円	

○融資関連手数料

事務手数料	フリー・その他消費ローン	3,240円	
	カーライフ・奨学ローン	3,240円	
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)	1,620円	
	条件変更手数料 ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く	3,240円	
	保証協会付融資手数料(新規実行時)	1,080円	
不動産手担数	カードローン発行手数料	無料	
	事業性	設定	10,800円
		変更	5,400円
		一部解除	5,400円
	非事業性	設定	16,200円
変更		10,800円	
一部解除	5,400円		
住宅ローン関連	※上記とは別に登記費用が必要となります。		
	新規取扱手数料(プロパティフォームローン含)	5,400円	
	保証会社事務取扱手数料(新規取扱時)	54,000円	
	全額繰上返済手数料	アパートローン	108,000円
		実行後3年以内	32,400円
	実行後5年以内	21,600円	
	実行後7年以内	10,800円	
	実行後7年超	無料	
	一部繰上返済手数料	5,400円	
	固定金利選択手数料	5,400円	
※お借入後、変動金利から固定金利に変更した場合および再度固定金利を選択した場合に必要となります。			

○ATM利用手数料

◎当組合ATM利用							
	ご利用時間	当組合カード		他行カード			
		預入	引出	預入	引出		
平日	8:45 ~ 18:00	無料		108円	108円		
	18:00 ~ 19:00			216円	216円		
土曜	9:00 ~ 14:00			108円	108円		
	14:00 ~ 17:00			216円	216円		
日曜祝日	9:00 ~ 17:00			216円	216円		
	※日曜稼働店舗:本店・益子支店・長田支店・荒町支店 ※祝日稼働店舗:本店・長田支店・荒町支店						

◎セブン銀行ATM利用

	ご利用時間	預入	引出
		預入	引出
平日	0:00 ~ 8:45	108円	108円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料
	18:00 ~ 24:00	108円	108円
土曜	0:00 ~ 9:00	108円	108円
	9:00 ~ 14:00	無料	無料
	14:00 ~ 24:00	108円	108円
日曜・祝日	0:00 ~ 24:00	108円	108円

○貸金庫・夜間金庫使用料

貸金庫	本	7井支店	荒町支店
	小	12,960円	7,560円
	中	16,200円	9,720円
	大	21,600円	15,120円
※荒町支店は全自動貸金庫となります。			
夜間金庫	本店・益子支店・七井支店・長田支店・荒町支店		
12,960円			

○個人情報開示

個人データ通知手数料(1通につき)	1,080円
-------------------	--------

○円貨両替手数料

両替枚数	1枚~100枚	101枚~500枚	501枚~1,000枚	1,001枚以上
手数料	無料	216円	432円	648円

○内国為替手数料

窓口振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円		
		他行宛	本店宛	216円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	324円			
	他行宛	本店宛	324円			
ATM振込	現金	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円	
			他行宛	本店宛	432円	
		5万円以上	当組合宛	自店宛	108円	
			他行宛	本店宛	216円	
		組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
				他行宛	本店宛	無料
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
		他行宛	本店宛	540円		
	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
			他行宛	本店宛	108円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	432円		
		他行宛	本店宛	432円		
他行キャッシュカード	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円		
		他行宛	本店宛	432円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	108円			
	他行宛	本店宛	216円			
		※他行カードによる振込の場合は、上記振込手数料のほか別途ATM利用手数料が必要となります。		648円		
送金	当組合本店宛		※取扱いは地方公共団体に		無料	
	他行宛		限ります。		648円	
自動送金	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
			他行宛	本店宛	324円	
		5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
			他行宛	本店宛	108円	
		5万円以上	当組合宛	自店宛	432円	
他行宛	当組合宛	自店宛	216円			
	他行宛	本店宛	648円			
代金取立	他行取立		個別取立		864円	
	当組合取立		集中取立		648円	
			自店内		無料	
			本支店間		216円	
		交換取立		216円		
		他行の通帳・証書等取立		864円		
		不渡手形等の返却		864円		
		取立手形等の組戻		864円		
		振込・送金の組戻		864円		
		振込訂正手数料		108円		

○インターネットバンキング

振込	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	216円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	無料
	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円
			他行宛	本店宛	324円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	216円
他行宛	当組合宛	自店宛	540円		
	他行宛	本店宛	540円		
総合振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
		他行宛	本店宛	216円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
他行宛	当組合宛	自店宛	324円		
	他行宛	本店宛	324円		

契約手数料(初期費用)		無料
月額基本料金	個人	無料
	法人	1,080円
	個人事業主	3,240円
照会・振込・振替		照会・振込・振替・データ伝送(総合振込・給与振込・口座振替)

※各種手数料は、消費税を含んだ表示となります。

役員一覧

常勤役員



【左から】 瀬畑 渡(常勤理事)、豊田光弘(常務理事)、塚田義孝(理事長)、渡辺善美(常勤理事)、関 和雄(常勤監事)

非常勤役員



【後列 左から】 佐藤政二(理事)、塙 喜夫(監事)、矢板橋文夫(員外監事)
 【前列 左から】 関口勝義(理事)、田上 貴(理事)、林 純一(理事)、塚本裕昭(理事)

総代会について

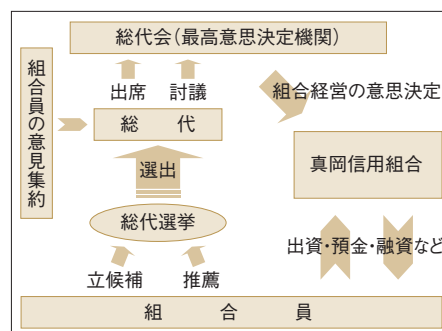
■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員14,047名(平成28年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。また、当組合では、総代会に限定することなく、商工団体との意見交換会や総代の皆様との意見交換会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代会について

■ 総代の役割

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、平成28年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(平成28年3月31日現在の組合員総数は14,047人)。

■ 第65期通常総代会の報告

第65期通常総代会は、平成28年6月23日(木)午後4時00分よりフォーシーズン静風にて開催されました。

下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○ 報告事項

第65期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

○ 決議事項

- 第1号議案 利益剰余金処分案について承認を求める件
- 第2号議案 平成28年度事業計画及び収支予算案について承認を求める件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 任期満了による監事改選の件
- 第5号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 組合員の除名に関する件



第65期通常総代会

■ 総代のご紹介

(敬称略・順不同・平成28年6月末現在)

総代氏名													
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域)			総代定数：52名			総代数：52名							
木村 慎太郎◆	久保 明久④	鹿沼 正司②	上野 裕②	川崎 寛章①	秋山 康雄③	大瀧 和弘③	酒寄 光男④	石田 順一④	細野 美貴②	山口 茂美⑦	高松 恒夫⑥	入江 一守①	猪瀬 住之②
樋口 信之③	齋藤 敏彦②	入江 竹司◆	加藤 敏夫⑤	館野 正弘④	岩崎 鶴吉⑨	仲島 信男②	上野 徳浩⑨	福田 慎⑦	青山 守男④	野澤 靖②	飯塚 正也◆	蓬田 辰男⑧	樋口 貴則②
暮田 紳一郎③	海老原 恒光③	久保 恵一③	中川 栄一郎①	松本 孝市①	柴山 和之③	秋山 利之③	石坂 茂紀②	神保 吉房⑦	菊島 達雄⑦	大内 文夫⑧	渡辺 正⑩	横田 透③	山口 久一郎③
細島 鉄夫②	柳田 耕太②	伊藤 健①	上野 稔④	大幡 寛⑩	穂山 善勇⑥	藤枝 光充⑥	久保 浩彦◆	太田 耕造⑨	松本 弘行①				
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域)			総代定数：30名			総代数：30名							
塚本 倫行③	柳 廣明①	大塚 和美①	塚田 光市⑧	萩原 新也⑦	関 幸一③	塚本 和也⑥	飯塚 隆⑧	篠原 泰三③	大畑 和広④	鍛冶浦 豊④	鈴木 久仁章◆	酒寄 元吉④	山本 修一⑥
大塚 啓栄⑧	佐久間 藤也②	大山 正樹①	大塚 久男④	平野 良和⑩	柳 一己①	岩崎 秀樹①	茂垣 茂③	荒山 昌久②	岩崎 信⑥	清水 益栄②	細野 廣美③	大岡 正四◆	高田 実⑨
藤澤 通之⑤	福田 重孝◆												
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域)			総代定数：18名			総代数：18名							
小林 久人③	荒川 守③	永島 富夫⑥	小玉 裕一①	小松 幸一①	大林 栄一⑥	磯 親悦④	小筆 純男④	堀内 一浩①	水沼 孝夫②	鈴木 彰一①	水沼 正①	古谷 好正③	稲延 和幸③
小金 幹典①	矢口 實①	塩田 秀樹③	鈴木 義恵⑨										

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

地域貢献

■地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合では、真岡市及び芳賀郡を中心に営業区域とし、地元の中小事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本とし、常に顧客(組合員)の発展や生活の質の向上に貢献するため、顧客(組合員)の利益を第一に考え適切なリスク管理を行い経営の健全性の確保・自己資本の充実など堅実経営に努めてまいります。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に取り組んでおります。

■預金を通じた地域貢献

既存の預金商品のほか、下記の商品をご用意しております。

○金利優遇定期預金「スマイル」

個人の方を対象に金利優遇(店頭金利の10倍)した定期預金を、平成28年6月1日から7月29日まで販売しております。

募集期間	
平成28年	6月1日(水)から
	7月29日(金)まで

■融資を通じた地域貢献

中小事業者および地域の皆さまの資金ニーズに円滑にお応えするために、各種ローンをご用意しております。

○もおしんカードローン「アラカルト」

今年6月より限度額が500万円までにリニューアルいたしました。申込時年齢が20歳以上65歳以下で安定・継続した収入が見込まれる方がご利用いただけます。また、主婦・パート・アルバイトの方も、30万円を上限にお申込みいただけます。

Web版審査 24時間受付中!	
店頭	6.0%・9.0%・13.0%
借入限度	30万円～500万円

○職域提携企業向けローン

当組合と職域サポート契約をしていただいた企業・事務所等にお勤めの皆様へ優遇サービスを提供する仕組みです。

対象商品	
フリーローン	カーライフローン
奨学ローン	リフォームローン
目的ローン	

年0.5% 優遇いたします。

商品要項および上記以外の商品については、最寄りの窓口またはホームページでご確認下さい。

■取引先への支援状況等

商工会議所、商工会等と連携をとりながら円滑に資金を提供し、また、お取引先の経営相談等に対しては、栃木県中小企業再生支援協議会等を有効に活用していきます。当組合では審査部を中心に、取引先に対しての支援体制を整えております。

○中小企業経営者セミナーの開催

平成27年12月19日(土)にTKC栃木支部による中小企業経営者セミナー「経営者塾」を開催いたしました。お取引先を中心に34名の参加をいただき、講師飯野貴道税理士により「これだけは知っておきたい法務と税務の基礎知識」について、具体的にわかりやすい解説をしていただきました。



中小企業経営者セミナー

○中小企業会計啓発・普及セミナーの開催

平成27年10月24日(土)に独立行政法人中小企業基盤整備機構、真岡商工会議所の協賛のもと、「企業の持続的発展を目指す会計」を開催いたしました。お取引先を中心に43名の参加をいただき、講師堀川孝経営士より具体的にわかりやすい講義をしていただきました。



中小企業会計啓発・普及セミナー

■地域サービスの充実

○もおしん経営塾

当組合の営業エリアで次世代の経営者や幹部を対象に第1期生を募集し、72名の申込みがありました。

セミナーは株式会社タナベ経営により全4回のカリキュラムで実施します。

経営者のスキルの向上や異業種のネットワークづくりの場とすることを目的として、平成28年6月8日(水)にフォーシーズン静風で第1回目の経営セミナーを開催しました。



もおしん経営塾

○もおしんインターネットバンキング

平成28年4月1日より「もおしんインターネットバンキング」の取扱いを開始しました。各種取引照会、振込振替などがご利用になれます。

セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

○とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信組・那須信組・足銀・栃木信金・佐野信金・大田原信金・烏山信金)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引き出し手数料が無料となっております。

もおしん インターネットバンキング

1. 簡単

新たな機器や専用端末を導入する必要がなく、インターネットに接続できるパソコンがあれば、ご利用することができます。

2. 便利

事務所にいながら、現金残高や入出金明細などの照会、振込・振替、組合振込、給与(賞与)振込が行なえるので、経理事務の省力化が図れます。

3. 経済的

お振込手数料は窓口よりお安くご利用いただけますので、経費削減が図れます。

4. 安心

ワンタイムパスワードまたは、クライアント証明書をご利用いただけます。

サービス内容のご案内

<p>【各種取引照会】</p> <p>ご登録いただいたご利用口座の残高照会・入出金明細照会を行うことができます。</p>	<p>【給与・賞与振込】</p> <p>ご登録いただいたご利用口座から、指定した定額振込の口座、日付、金額を指定し、振込を行うことができます。 ※法人・個人事業主のみ振込が可能です。</p>
<p>【振込振替】</p> <p>当組合本店のほか、他行にもお振込ができます。お振込指定日はもちろんです。お振込指定日の2日前営業日からのご予約も可能です。</p>	<p>【組合振込】</p> <p>ご登録いただいたご利用口座から、取引毎に振込先の照会、振込日、金額を指定し、複数の振込を一括で行うことができます。</p>

・もおしんインターネットバンキングをご利用いただくには、当組合に当座預金口座または普通預金口座が必要です。
 ・インターネットが接続できる環境とメールが受信できるメールアドレスが必要となります。
 ・利用手順については、法人・個人事業主のみ、月額1,000円(税別)を毎月代金口座から引き落としさせていただきます。なお、組合振込、給与・賞与振込サービスをご利用の場合は、月額3,000円(税別)となります。
 ・振込手数料は、振込ごとに所定の手数料をお支払いいただきます。
 ・給与(賞与)振込および口座振替をご利用いただく際には、別途申込みが必要となります。
 詳しくは窓口にお問い合わせください。

真岡信用組合

新しいATMネットワークサービス

とちまるネットなら

提携金融機関のATMお引き出し手数料が

平日無料

8:45~18:00

●その他の時間帯は+105円でお引き出しが出来ます。

栃木県内の7つの金融機関が提携!

那須信用組合

大田原信用金庫

烏山信用金庫

足利銀行

真岡信用組合

栃木信用金庫

佐野信用金庫

■文化的・社会的貢献に関する活動

○「しんくみピーターパンカード」の寄付金を寄付

平成27年9月3日(木)、当組合と那須信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエンコーポレーション、栃木県信用組合協会の5団体の協力で、社会福祉法人あかつき寮に「しんくみピーターパンカード」の寄付金11万円を寄付しました。



○「愛の献血活動」の実施

平成27年9月3日(木)、平成28年2月16日(火)の両日、本店駐車場において献血活動を行いました。

当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。



○「振り込め詐欺等撲滅チラシ配布」の実施

平成27年9月5日(土)に真岡市、益子町、芳賀町のスーパー7カ所で、真岡警察署のご協力をいただき「振り込め詐欺等撲滅チラシ配布」を実施しました。今後も被害を防ぐように、お客さまへの声掛けを実施してまいります。



○「サイバー犯罪共同対処協定書」の締結

平成28年3月9日(水)、栃木県真岡警察署において、真岡警察署と「サイバー犯罪共同対処協定書」に調印、締結しました。

これは官民一体となって、サイバー犯罪の実態情報を共有することにより、サイバー犯罪に対する危機意識を高め、社会全体で防止対策を進めようとするものです。

■トピックス

○芳賀支店 新店舗建設中

平成29年4月の芳賀支店移転に向けて、現在、新店舗を建設中です。モダンで、お年寄りや障がい者の方にもやさしい建物です。



芳賀支店 新店舗イメージ

○「ものづくり企業展示・商談会2015」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした第5回目となる「ものづくり企業展示・商談会2015」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、平成27年11月17日(火)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業4社が出展いたしました。

○「とちぎ食の展示・商談会2016」の後援

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした第7回目となる「とちぎ食の展示・商談会2016」を、足利銀行が主催、栃木県が共催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県信用保証協会などが後援し、平成28年1月19日(火)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

当組合は、今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

<p>■ ごあいさつ…………… 2</p> <p>【概況・組織】</p> <p>1. 事業方針…………… 4</p> <p>2. 事業の組織 *…………… 3</p> <p>3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *…………… 3</p> <p>4. 会計監査人の氏名又は名称 *…………… 3</p> <p>5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *…………… 3</p> <p>6. 自動機器設置状況…………… 3</p> <p>7. 地区一覧…………… 3</p> <p>8. 組合員数…………… 4</p> <p>9. 子会社の状況…………… 該当なし</p> <p>【主要事業内容】</p> <p>10. 主要な事業の内容 *…………… 31</p> <p>11. 信用組合の代理業者 *…………… 取扱いなし</p> <p>【業務に関する事項】</p> <p>12. 事業の概況 *…………… 4.5.6.7</p> <p>13. 経常収益 *…………… 18</p> <p>14. 業務純益…………… 18</p> <p>15. 経常利益(損失) *…………… 18</p> <p>16. 当期純利益(損失) *…………… 18</p> <p>17. 出資総額、出資総口数 *…………… 18</p> <p>18. 純資産額 *…………… 18</p> <p>19. 総資産額 *…………… 18</p> <p>20. 預金積金残高 *…………… 18</p> <p>21. 貸出金残高 *…………… 18</p> <p>22. 有価証券残高 *…………… 18</p> <p>23. 単体自己資本比率 *…………… 18</p> <p>24. 出資配当金 *…………… 18</p> <p>25. 職員数 *…………… 18</p> <p>【主要業務に関する指標】</p> <p>26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *…………… 18</p> <p>27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 *…………… 18</p> <p>28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *…………… 18.19</p> <p>29. 受取利息、支払利息の増減 *…………… 18</p>	<p>30. 役員取引の状況…………… 18</p> <p>31. その他業務収益の内訳…………… 20</p> <p>32. 経費の内訳…………… 18</p> <p>33. 総資産経常利益率 *…………… 18</p> <p>34. 総資産当期純利益率 *…………… 18</p> <p>【預金に関する指標】</p> <p>35. 預金種目別平均残高 *…………… 21</p> <p>36. 預金者別預金残高…………… 21</p> <p>37. 財形貯蓄残高…………… 21</p> <p>38. 職員1人当り預金残高…………… 20</p> <p>39. 1店舗当り預金残高…………… 20</p> <p>40. 定期預金種類別残高 *…………… 21</p> <p>【貸出金等に関する指標】</p> <p>41. 貸出金種類別平均残高 *…………… 21</p> <p>42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *…………… 22</p> <p>43. 貸出金金利区分別残高 *…………… 21</p> <p>44. 貸出金使途別残高 *…………… 22</p> <p>45. 貸出金業種別残高・構成比 *…………… 21</p> <p>46. 預貸率(期末・期中平均) *…………… 20</p> <p>47. 消費者ローン・住宅ローン残高…………… 21</p> <p>48. 代理貸付残高の内訳…………… 31</p> <p>49. 職員1人当り貸出金残高…………… 20</p> <p>50. 1店舗当り貸出金残高…………… 20</p> <p>【有価証券に関する指標】</p> <p>51. 商品有価証券の種類別平均残高 *…………… 取扱いなし</p> <p>52. 有価証券の種類別平均残高 *…………… 21</p> <p>53. 有価証券種類別残存期間別残高 *…………… 21</p> <p>54. 預証率(期末・期中平均) *…………… 20</p> <p>【経営管理体制に関する事項】</p> <p>55. 法令遵守の体制 *…………… 10</p> <p>56. リスク管理体制 *…………… 22~28</p> <p>57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *…………… 13</p> <p>【財産の状況】</p> <p>58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *…………… 14~18</p>	<p>59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *…………… 22</p> <p>(1) 破綻先債権</p> <p>(2) 延滞債権</p> <p>(3) 3か月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *…………… 22</p> <p>61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) *…………… 23</p> <p>62. 有価証券、金銭の信託等の評価 *…………… 19.20</p> <p>63. 外貨建資産残高…………… 取扱いなし</p> <p>64. オフバランス取引の状況…………… 19</p> <p>65. 先物取引の時価情報…………… 取扱いなし</p> <p>66. オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし</p> <p>67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *…………… 22</p> <p>68. 貸出金償却の額 *…………… 22</p> <p>69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *…………… 30</p> <p>70. 会計監査人による監査 *…………… 30</p> <p>【その他の業務】</p> <p>71. 内国為替取扱実績…………… 31</p> <p>72. 外国為替取扱実績…………… 取扱いなし</p> <p>73. 公共債取扱い実績…………… 30</p> <p>74. 公共債引受額…………… 取扱いなし</p> <p>75. 手数料一覧…………… 32</p> <p>【その他】</p> <p>76. トピックス…………… 39</p> <p>77. 当組合の考え方…………… 4</p> <p>78. 沿革・歩み…………… 3</p> <p>79. 継続企業の前提の重要な疑義 *…………… 該当なし</p> <p>80. 総代会について *…………… 33.34</p> <p>81. 報酬体系について *…………… 12</p> <p>【地域貢献に関する事項】</p> <p>82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) *…………… 35~39</p> <p>83. 地域密着型金融の取組み状況 *…………… 29</p> <p>84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *…………… 29</p>
---	---	---

いちばん身近な
コミュニティバンクです



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
 TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155
 Eメール : moka2122@eos.ocn.ne.jp
 ホームページ : <http://www.moka.shinkumi.jp/>